

# 令和5年度 歳末たすけあい募金の 助成希望団体を募集します！

地域の歳末たすけあいの一環として、日頃活動されているボランティア団体や各種団体による福祉事業へ助成いたします。

助成対象となる事業は、**当事者団体の方とともに地域住民やボランティアが参加する年末年始に実施する事業**です。

助成を希望される団体は、沼津市社会福祉協議会までお申込みください。

## 歳末たすけあい事業について

- ◎沼津市民の皆さま方からの募金のため、年末年始に実施される市内の地域福祉活動に限定します。
- ◎申請書類は本会に備え付けてあります。
- ◎必要事項を記入して[令和5年10月6日（金）までに提出してください。](#)

- ・助成金交付の可否は、11月下旬開催の理事会承認後、申請団体に通知書を送付します。
- ・助成金の交付は、原則として金融機関へ振り込みます。
- ・事業が完了したときは、速やかに事業報告書を提出していただきます。  
(共同募金ホームページ<はねっと>の「ありがとうメッセージ」に掲載します。)
- ・事業を中止した場合は、助成金の一部または全額を返還していただきます。



〒410-0032

沼津市日の出町 1-15

サンウェルぬまづ（ぬまづ健康福祉プラザ）内  
社会福祉法人沼津市社会福祉協議会

電話 055-922-1500 担当：鈴木

毎年、12月1日より実施しております「歳末たすけあい」には、市民の皆さま方より心のこもった、たくさんの募金が寄せられています。

この募金は、新しい年を迎えるにあたり、支援を必要とする方々への見舞金・慰問金として助成されるほかに、年末年始に各団体・グループが主体となって実施する、広く住民が参加できる地域のたすけあい事業に重点を置いて助成します。

これは、公募方式により募金の使われ方を明確にするとともに、地域住民への福祉活動への参加の促進、地域福祉・在宅福祉サービスの充実強化、福祉活動団体・グループへの支援を図ることを目的にしています。

### 歳末たすけあい「地域福祉事業」

より多くの市民に、当事者団体の理解をさらに深めてもらうことで、積極的なボランティア活動への参加促進や、当事者の多様なニーズに合った支援を考えてもらう機会としても、ぜひご利用ください。


- ★地域住民参加のお楽しみ会、もちつき大会
- ★地域住民との交流会
- ★その他ボランティア・地域住民との交流会・研修会、社会参加事業など

#### 留意事項

(1)次に該当するものは、助成対象外となります。

- ①他の民間資金等と重複して申請している事業
- ②助成事業に必要な経費以外の経費としてみられるもの
- ③公的機関等との共催事業
- ④団体当事者のみの事業として実施する事業
- ⑤会員同士の親睦が目的の事業
- ⑥営利を目的とする事業 等

(2)歳末たすけあい募金助成事業であることを明示して事業を実施すること。



助成限度額  
1事業5万円まで



## 歳末たすけあい 地域福祉事業助成 モデル事業

### 当事者団体の皆さんとともに広く地域住民が参加できる事業

- 年末お楽しみ交流会
- 福祉講演会
- 地域ふれあい交流会
- もちつき大会

※年末・年始の時期（12月～1月頃）に行われる行事が望ましいですが、多少前後しても構いません。

歳末たすけあいの趣旨を考慮して、年末年始の地域のたすけあい・ささえあいの精神で、さらなる地域福祉推進事業へ使っていただきたくお願いいたします。

**【注意】当事者団体主催の事業に限ります。他の団体への譲渡などの二次助成は対象外です。**

また、次に該当するものは、助成対象外となります。

- ①他の民間資金等と重複して申請している事業
- ②助成事業に必要な経費以外の経費としてみられるもの

- ・既製品のプレゼント（作品制作が主活動であるものは除く）
- ・参加者およびボランティアの交通費、車代、飲食代（ただし、配食サービス等の材料費は除く）  
※飲食代に関しては、仕出し弁当等注文による食事や外食代は対象外となりますのでご注意ください。
- ・講師料（例：コンサート出演料、作品製作における講師料等）
- ・金銭の個人給付（例：人件費、金額の根拠のない賃借料等）
- ・継続して使用可能な備品（消耗品をのぞく）

上記のものを助成金から支出された場合は返金対象となります。自己財源を充当する等の対応をお願いします。

また、支出時にクレジットカードやポイントカードは使用しないでください。公金を使った不正利用になります。

- ③公的機関等との共催事業
- ④営利を目的として実施する事業
- ⑤会員同士の親睦が目的の事業

例）外食やカラオケ店でのカラオケ大会等参加者が限定され、地域住民の自由な参加を妨げるもの。

『歳末たすけあい助成事業』であることを

明示して事業を実施してください。

## 留意事項

### ◆配分の経費

#### (1) 配分対象となる経費

事業の実施に係る経費（消耗器具備品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、食糧費）

#### <具体例>

消耗器具備品費	事務用品、用紙代、装飾品代、創作品材料代、弁当容器
印刷製本費	案内チラシ代、記録用写真代、コピー代
通信運搬費	切手代、ハガキ代
賃借料	施設使用料、器具等の借上料
食糧費	もちつき用食材代、手作りケーキ材料代、配食弁当用材料

#### (2) 配分対象とならない経費（自己財源より支出をお願いします）

- 人件費（事前打合せ、会議・会合等を含む）
- 講師謝礼
- 仕出し弁当代
- ガソリン代
- 継続使用が可能な備品 等

### ◆報告書に添付する資料について

#### <支出に関する事>

- ・ 出金伝票ではなく、お店のレシートや領収書をお願いします。
- ・ 領収書については、必ず押印のあるものをご提出ください。
- ・ できるだけ、個数等 内訳の載っているものにしてください。
- ・ **レシートの途中で切り取る等の加工はしないでください。**

#### <活動写真に関する事>

- ・ 静岡県共同募金会に報告する際、ホームページに「ありがとうメッセージ」と共に写真を貼付している都合上、**データでの提出にご協力をお願いいたします。**データでの提出が難しい場合は、写真サイズの比率は変えずに提出していただくと助かります。（写真は提出していただいた後、必要に応じ1枚ずつスキャンしてWebに貼り付けております。）
- ・ **広報誌、HPなどに掲載させていただきますので、プライバシー保護へのご配慮を宜しくお願い致します。（お顔などが載ります）**

【本会のメールアドレス [info@numazu-shakyo.jp](mailto:info@numazu-shakyo.jp) 】